

県北広域振興局長告示第64号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成28年11月1日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び 所在地	生産事業の廃止年 月日
		種 穂		苗 木			
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木の育成		
岩手 久35	久慈地方森林組合 久慈市長内町第42 地割9番地7			○		久慈地方森林組合 久慈市長内町第42 地割9番地7	平成28年9月21日